

## UPSIDER BANK by MIZUHO 規定

UPSIDER BANK by MIZUHO 規定（以下「本規定」といいます。）は、第1条に定める「UPSIDER BANK by MIZUHO」（以下「本プラン」といいます。）の申込みを希望する法人（以下「申込者」といいます。）と株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を定めるものとします。

### 第1条（UPSIDER BANK by MIZUHO）

- (1) 本プランとは、本プラン申込時点において当行との間で預金口座を保有していない法人のうち、「法人口座開設ネット受付」により普通預金口座を開設した法人その他当行が利用を認めた法人を対象として、申込者が本規定に基づき、第2項に定める初期設定サービスを同時に申し込むことを条件に、当行が提供する取扱いをいいます。
- (2) 本プランにおいては、以下のサービス（以下、総称して「初期設定サービス」といいます。）が同時申込の対象となります。
  - ① みずほ e-ビジネスサイト
  - ② みずほ WEB 帳票サービス
  - ③ みずほビジネスデビット
  - ④ M's Palette
  - ⑤ MIZUHO Membership One（ホワイト会員）
- (3) 申込者は、本プランの申込みにあたり、初期設定サービスに係る各規定、規約、会員規約その他これらに類する定め（以下「各サービス規定等」といいます。）の内容を確認のうえ申し込むものとします。
- (4) 本プランにおける初期設定サービスの申込内容、選択条件その他申込時に適用される条件は、本規定、当行所定の申込画面の表示内容、その他当行が別途定める条件によるものとします。申込者は、各サービス規定等上、本来選択可能な内容の全部または一部について、本プランでは当行所定の内容により取り扱われ、申込者が個別に選択できない場合があることに同意するものとします。
- (5) 本規定において「契約者」とは、本プランおよび初期設定サービスに係る契約が成立した申込者をいいます。
- (6) 本規定において「関連会社」とは、申込者との関係において、次の各号のいずれかに該当する法人、または該当すると当行が判断した法人をいいます。
  - ① 申込者が直接または間接に議決権または出資持分の過半数を保有する法人
  - ② 申込者の議決権または出資持分の過半数を直接または間接に保有する法人
  - ③ 申込者と代表者、役員、実質的支配者その他経営を支配し、または重要な影響を及ぼす者が共通する法人
  - ④ 契約その他の権利により、申込者の経営上または事業上の重要事項の決定に支配的な影響を及ぼす法人、または申込者がそのような影響を及ぼす法人

- ⑤ 前各号に準じ、資本関係、人的関係、支配関係その他の事情により、申込者と実質的に一体またはこれに準じる関係にある法人
- (7) 本規定において「専任担当者」とは、当行所定の取引管理上、申込者またはその関連会社を継続的に個別担当する者をいい、一時的な問い合わせ対応、申込受付、審査、事務処理その他これらに類する対応を行う者を含みません。
- (8) 本プランの申込みを行うことができる者は、次の各号の条件（以下「本資格」といいます。）を全て充足する法人に限るものとします。
  - ① 申込者が、当行において、本プランの対象となる普通預金口座の名義と異なる商号、名称その他これに類する表示を口座名義とする預金口座を保有していないこと
  - ② 本プランの申込みに関する情報の入力、送受信その他の作業を行う者（以下「申込作業員」といいます。）が、法令等、定款その他の社内規則に基づき、申込者を代表し、または申込者のために当該作業を行う適法かつ有効な権限を付与されていること
  - ③ 第3条の各事項を認識し、了承していること
  - ④ 申込者またはその関連会社について、専任担当者が配置されていないこと
  - ⑤ 当行が別途認める場合を除き、同時利用制限サービスに係る当行との契約関係が残存しておらず、同時利用制限サービスを利用可能な状態にないこと、または同時利用制限サービスに係る当行所定の解約届を当行に提出していること
- (9) 前項⑤の「同時利用制限サービス」とは、次の各号をいいます。
  - ① 本プランに付帯されるサービスで対応できるにもかかわらず、対面でのサービス提供を依頼する取引行為
  - ② 申込者またはその関連会社について、専任担当者による継続的な個別対応を伴う当行のサービス
  - ③ 資金の貸付その他の当行による個別の与信審査を要するサービス
  - ④ 前各号に準ずるものとして当行が定めるサービス

## 第2条（申込）

- (1) 本プランの申込みを希望する申込者は、本規定および各サービス規定等の内容を確認し、これを承認のうえ、当行所定の方法により本プランの申込みを行うものとします。申込者は、当行に対し、本プランの申込みの時点で本資格の全てを充足していることを表明し、保証するものとします。
- (2) 前項の申込みは、当行所定の方法による必要情報の入力その他当行所定の電磁的方法による申込手続に加え、当行が記録および保存するWEB面談、当行が指定する電子契約サービスその他当行が認める方法により、申込者が本規定および各サービス規定等の内容を確認し、これを承認したうえで、本プランおよび初期設定サービスを同時に申し込む意思を表示することにより完了するものとします。
- (3) 当行は、前項に定める申込意思確認に関する電磁的記録、ログ、タイムスタンプその他当行が取得した記録を、本プランおよび初期設定サービスの申込意思確認に関する記録として保存し、利用することができるものとします。

- (4) 申込者が第2項の手続を完了したときは、申込者は、初期設定サービスについて同時に申込みを行ったものとみなします。当行が別途認める場合を除き、申込者は、初期設定サービスの一部のみを申し込むことはできません。
- (5) 初期設定サービスの申込みに関し、当行が別途、書面の提出、入力、記名押印、署名、電子署名その他の手続を求めない場合には、申込者が第1項および第2項に基づき行った本プランの申込手続をもって、当該初期設定サービスの申込みに必要な手続の全部または一部が行われたものとして取り扱います。ただし、当行が初期設定サービスごとに別途手続を求める場合は、この限りではありません。
- (6) 申込者は、本プランにおいて開設される普通預金口座が、みずほ e-ビジネスサイトに係る申込口座、国内取引決済用口座その他当行が定める決済口座として取り扱われること、および申込者が初期設定サービスを利用して行う振込その他の取引に伴い発生する当行所定の手数料が、当該口座から払戻請求書、通帳その他当行所定の書類の提出を受けることなく引き落とされることに同意するものとします。
- (7) 当行は、法令等への対応、本人確認、申込内容の確認、システム登録、審査その他のために必要があると認める場合には、申込者に対し、追加の情報入力、資料提出、別途の手続の履行その他当行が必要と認める対応を求めることができるものとします。
- (8) 申込者が前項の求めに応じない場合、または当行が必要と認める確認が完了しない場合には、当行は、本プランまたは初期設定サービスの全部または一部の申込みを承諾しないことができるものとします。
- (9) 本プランおよび初期設定サービスに係る契約は、当行が当該申込みを承諾し、かつ当行所定の手続が完了した時に成立するものとします。当行が初期設定サービスのうちいずれか一つでも申込みを承諾しない場合には、当行が別途認める場合を除き、本プランおよび初期設定サービスに係る申込みの全部が効力を生じないものとします。
- (10) 当行は、本プランの適用の諾否をその裁量により判断することができるものとし、その理由について開示義務を負わないものとします。

### 第3条 (確認・遵守・禁止事項)

- (1) 申込者は、本プランの申込みにあたり、次の各事項（以下「本確認事項」と総称します。）を認識し、了承するものとします。また、本契約成立後、契約者は、本確認事項を遵守するものとします。
  - ① 当行が申込者または契約者に対して行う意思表示、通知、照会、依頼その他一切の連絡は、当行が必要と判断する場合を除き、当行所定の電磁的方法（当行所定のインターネットウェブサイト上に表示する方法、当行に届け出たメールアドレス・電話番号等に宛てて電子メールまたはSMS等を発信する方法を含みます。）により行われること
  - ② 申込者または契約者が当行に対して行う意思表示、通知、照会、依頼その他一切の連絡は、当行が別途認める場合を除き、当行所定の電磁的方法または当行が認める方法により行うものとし、それ以外の方法による連絡は効力を有しないこと
  - ③ 第4条に従い、みずほグループ各社間で申込者に関する情報が共有され、利用されること

- ④ 本プランの対象となる普通預金口座に関し、当行が提供する法人向けインターネットバンキングは、当行が別途認める場合を除き、みずほ e-ビジネスサイトのみを利用することができ、その他のインターネットバンキングサービスは利用できないこと
  - ⑤ 当行が別途認める場合を除き、同時利用制限サービスを利用することができないこと
  - ⑥ 当行は、本プランに関連して情報の入力、送受信その他の作業を行う者が、法令等および定款その他の社内規則に基づき、申込者または契約者を代表し、またはそのために当該作業を行う権限を有する者として取り扱うことができること
  - ⑦ 契約成立後も、第 1 条第 8 項第 4 号に定める条件を除き、本資格を継続して充足すること
- (2) 申込者および契約者は、当行が別途認める場合を除き、次の各行為をしてはならないものとします。
- ① 法律、命令、処分、規制その他公序良俗に違反する行為、またはそのおそれがあると当行が判断する行為
  - ② 当行またはみずほグループ各社に対して虚偽または不正確な申告を行う行為
  - ③ 本プラン、初期設定サービス、当行所定の申込画面、各種データベースその他これらに類するシステムへの不正なアクセス、入力、複製、改変、改ざんその他の不正な操作を行う行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当行またはみずほグループ各社の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
  - ⑤ 当行または第三者になりすまして本プランまたは初期設定サービスを利用し、または利用しようとする行為
  - ⑥ 前各号に準ずる行為であって、当行が不適切と判断する行為
- (3) 申込者および契約者は、当行から求められた場合には、その求めに応じて、遵守状況に係る説明および資料の提供等（当行所定の方法による代表者、申込業者その他当行が必要と認める者の本人確認および権限確認を含みます。）を行うものとします。

#### 第 4 条（情報の共有）

- (1) 本プランに関する申込者および契約者の情報（法人情報および個人情報をいずれも含みます）は、株式会社みずほフィナンシャルグループが公表する目的等の範囲内で当行が利用させていただきます。株式会社みずほフィナンシャルグループが公表する個人情報の利用目的等については、株式会社みずほフィナンシャルグループのホームページをご参照ください。なお、法人情報についても、当該ホームページで公表されている個人情報の利用目的等に準じて取り扱います。  
(<https://www.mizuho-fg.co.jp/privacy/customer/privacy01.html>)
- (2) 本プランの申込みにあたりご登録いただいた個人情報については、株式会社みずほフィナンシャルグループが公表する関係会社の範囲内で共同利用させていただきます。法人情報については、株式会社みずほフィナンシャルグループが個人データの共同利用について公表する関係会社の範囲内で共同利用させていただきます。株式会社みずほフィナンシャルグループの公表する個人データの共同利用等に関する事項については、株式会社みずほフィナンシャルグループのホームページをご参照ください。  
(<https://www.mizuho-fg.co.jp/privacy/customer/privacy02.html>)

- (3) 本プランの利用に関する情報（法人情報および個人情報を含みます）は、当行および株式会社みずほフィナンシャルグループにそれぞれ同時に提供または送信され、かかる情報は当行および株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて利用するとともに、当行および株式会社みずほフィナンシャルグループ間で共有します。

#### 第5条（届出事項の変更等）

- (1) 契約者は、社名、代表者名、本店所在地その他の当行への届出事項に変更があった場合、または当行が独自に行う登記事項の調査等に基づき当行よりそれら届出事項について回答を求められた場合には、当行所定の方法により、直ちに変更後の内容を届け出、または当該照会に回答するものとします。
- (2) 前項の届出または回答に基づき、当行が通知その他の連絡を行った場合（電磁的方法により発信した場合を含みます。）には、契約者に実際に到達したか否か、または契約者が実際に確認したか否かにかかわらず、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 第1項に従った届出等が適時になされなかったこと、または前項に従い連絡が到達したものとみなされたことに関連して契約者に生じた損害については、当行の故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

#### 第6条（解約等）

- (1) 契約者が本プランの解約を希望する場合には、当行が別途認める場合を除き、当行所定の方法により当行に通知して、本プランを解約することができるものとします。
- (2) 当行が別途認める場合を除き、契約者は、初期設定サービスの一部のみを解約することはできないものとし、初期設定サービスのうちいずれか一つについて解約、解除、失効その他恒久的に利用できなくなる事由が生じた場合には、本プラン全体が解約されるものとします。ただし、一時的な利用停止、システム障害、メンテナンスその他これらに準ずる事由はこれに含まれないものとします。
- (3) 当行が別途認める場合を除き、契約者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当行は、催告を要することなく、当該契約者に対し当行所定の方法により通知して、本プランを解約することができるものとします。
- ① 本資格のいずれかを充足していなかったことが判明した場合、または第1条第8項第4号に定める条件を除き、本資格のいずれかを充足しなくなった場合
  - ② 本確認事項のいずれかに異議がある旨を表明した場合
  - ③ 本規定その他当行が制定する契約者に適用のある規定等に違反した場合
  - ④ 当行またはみずほグループ各社に対して虚偽または不正確な申告を行っていたことが判明した場合
  - ⑤ 合併、会社分割、事業譲渡その他の組織再編により、本プランの利用継続を認めることが適当でないと当行が判断する相当の事由がある場合
- (4) 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、または当行が第7条に従い本プランを廃止した場合には、当行は、契約者に通知することなく、直ちに本プランを解約することができるものと

します。

- ① 本プランの対象となる普通預金口座が解約された場合
  - ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立てがあった場合
  - ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分その他これに準ずる措置を受けた場合
  - ④ 契約者の財産について、仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続開始の申立てがあった場合
  - ⑤ 公租公課の差押えまたは滞納処分を受けた場合
  - ⑥ 解散その他営業活動を休止した場合
  - ⑦ 所在が明らかでないときと当行が判断した場合（第5条に定める変更の届出または照会への回答が相当期間内になされていないときと当行が判断する場合を含みます。）
  - ⑧ 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
  - ⑨ 本規定に定める届出（変更の届出を含みます。）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
  - ⑩ 契約者が第3条第2項各号に定める行為を行い、または行うおそれがあると当行が判断した場合
  - ⑪ 本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
- (5) 前各項による解約は、当行所定の時点で将来に向かってその効力を生じるものとし、なお、第3条第1項③、第4条、第5条第3項および第10条は、本プランの解約後もなお有効に存続するものとし、
- (6) 当行の故意または重大な過失がある場合を除き、第2条第8項もしくは第10項または本条に基づく申込みの不承諾、解約もしくは利用停止により申込者または契約者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとし、

## 第7条（本プランの廃止）

- (1) 当行は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、契約者に対し、当行所定の方法により90日前までに通知することにより、本プランを廃止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、当行はこの期間を短縮することができるものとします。
- (2) 当行の故意または重大な過失がある場合を除き、前項に基づく本プランの廃止により契約者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとし、

## 第8条（規定の変更等）

- (1) 当行は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の店頭表示、当行所定のインターネットウェブサイト上での表示その他の相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更することができるものとします。

(2) 前項の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### **第9条（各サービス規定等との関係）**

- (1) 契約者には、本規定のほか、各サービス規定等その他関連する当行規定等が適用されるものとします。
- (2) 本プランおよび初期設定サービスに関して、本規定と各サービス規定等その他関連する当行規定等の内容が矛盾または抵触する場合には、本規定が優先して適用されるものとします。
- (3) 前項にかかわらず、本規定に定めのない事項については、各サービス規定等その他関連する当行規定等が適用されるものとします。

#### **第10条（準拠法・管轄）**

本規定の準拠法は日本法とします。本プランに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上